

生駒市規則第7号

生駒市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市営住宅条例施行規則（平成10年2月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「6, 170円」を「6, 290円」に、「4, 630円」を「4, 710円」に、「2, 060円」を「2, 090円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和元年10月分以後のものとして徴収する使用料について適用し、同年9月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。